

2021年(令和3年)9月10日

各学区(地区・町)自治会(町内会)連合会長 様

福山市自治会連合会
会長 佐藤 賢一

新型コロナウイルス感染症に対する 自治会(町内会)行事等の対応について (第7報)

政府は広島県に発出されていた緊急事態宣言を、9月30日まで延長することを決定しました。福山市内におきましても、この度の緊急事態宣言の延長を受け、感染拡大防止に取り組めます。次の取組につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

・集会等について

書面開催を検討する等、工夫をしてください。

開催する場合は、会場収容数の半分以下の人数で行うことや、隣の人との距離をとり、天候にかかわらず、しっかりと換気することを徹底してください。

・清掃等について

屋外における活動において、参加者同士の距離を充分にとるなどの対策が、政府より周知されているところです。

道具を共有することを避け、マスク・手袋を着用し、必要以上の会話を控え、作業終了後には手洗い・うがいの徹底をする等の工夫をお願いします。

また、地域での行事活動を行うにあたり、十分な検討・対策を行ったうえで実施したとしても、感染拡大の不安を感じる住民は少なくありません。

「活動の必要性」や「実施するうえでの対策」など、十分に地域住民・関係者へ周知し、理解と協力を得たうえでの活動が望まれます。活動自粛・見直し等も考慮にいたった対応をご検討ください。

【新型コロナウイルス感染症に関する受診・相談センター(積極ガードダイヤル)】

電話 084-928-1350 24時間対応

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染するリスク、感染させるリスクがあります。感染者・医療従事者やその家族などを誹謗・中傷・差別することは、絶対にやめてください。